

檜葉町交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和3年3月

檜葉町交通安全対策整備検討会議

1. プログラム策定の背景と目的

平成24年4月以降、全国で登下校中の児童等の列に自動車が突入する事故を始め、登下校中の児童等が死傷する事故が連続して発生したことを受け、平成24年11月末まで全国一斉に関係機関合同による通学路緊急合同点検が実施されました。

当町においては、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所で発生した事故により町全体が避難を余儀なくされ町への立入りに制限が生じたため、危険箇所についての合同点検が実施できずにいました。

平成29年度より、町内で小中学校が再開し現在もスクールバスによる登下校を実施しておりますが令和2年7月28日に開催された第1回檜葉町総合教育会議において、檜葉南小学校、檜葉北小学校の統合時期を令和4年度とし、校舎も統合時期と同じく令和4年度から旧南小学校（現檜葉まなび館）とする方針が示されました。

よって、児童の交通安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し「檜葉町交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき関係機関の連携を図りながら、児童が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図っていきます。

2. 交通安全対策整備検討会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下のメンバーとする「交通安全整備検討会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

- ・ 檜葉町長
- ・ 道路管理者（檜葉町）
- ・ 檜葉町教育委員会
- ・ 檜葉町立檜葉南北小学校
- ・ 地元自治会長等
- ・ 双葉警察署

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行いながら、対策の改善・充実を行い通学路の安全性の向上を図っていきます。

(2) 定期的な合同点検

① 合同点検の実施時期等

- ・ 効率的、効果的な合同点検を実施するため、交通安全整備検討会議において、実施箇所を選定し合同点検を実施します。
- ・ 年に1回、点検が必要と思われる箇所を確認したとき実施します。ただし、緊急性のある場合は随時実施します。

②合同点検の実施体制

・小学校、保護者代表、町教育委員会、道路管理者、警察、地元自治会等が参加する合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

・合同点検の結果から対策必要箇所について、路線ごとに具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、予算の確保や実施時期について関係機関で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

・合同点検結果に基づく対策実施後の効果について、対策必要路線ごとに実際の効果が出ているか、また生徒等が安心・安全を感じているか等を確認するため、聞き取りやアンケート調査を行うなど、対策効果を把握するための方法を検討し、実施します。

(6) 対策の改善・再検討

・対策実施後においても、定期的な合同点検や状況把握をし対策内容の検討・改善・充実を図っていきます。

4. 対策箇所図、対策箇所一覧表の公表

・合同点検結果や対策内容について、関係機関で連携を図り情報共有するため「対策箇所図（路線ごと）」及び対策箇所一覧表を作成し公表します。

<別添資料>

別添 1 対策箇所図（路線ごと）
別添 2 対策箇所一覧表

通学路交通安全プログラム対策箇所図（町道麦入・町線）



通学路交通安全プログラム対策箇所図（町道府ノ内・久保田線）



通学路交通安全プログラム対策箇所図（町道久保田線）



通学路交通安全プログラム対策箇所図（町道延木戸・府ノ内線）



① 用水路に柵がなく危険



転落防止柵の設置を検討

通学路交通安全プログラム対策箇所図（町道延木戸・袖山川原線）



通学路交通安全プログラム対策箇所図（町道月山寺後・菖蒲平線）



通学路交通安全プログラム対策箇所図（県道小埜上郡山線）

